

(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	太陽電池発電	
事業の規模	出力最大 50,000kW	
事業の実施区域(予定地)	岩手郡岩手町一方井	
事業者の名称	PAG Renewables 合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和7年7月7日付け
	縦覧期間	令和7年7月8日～令和7年8月7日
	住民等の意見書の提出期間	令和7年7月8日～令和7年8月7日
	技術審査会の審査	令和7年8月27日
	知事意見の送付	令和7年 月 日 (送付期限:令和7年9月末)

「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業計画段階環境配慮書」
に対する岩手町長意見

- ・意見なし

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業計画段階環境配慮書に対する委員事前質問・意見

資料No.2-3

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業区域	伊藤絹子委員	2-4(6)	ケアレスミスだと思いますが、縮尺が正しくありませんので、訂正をお願いします。	別添資料1の通り、方法書にて修正いたします。
2	事業計画	齊藤会長	2-10(12)	工事開始を2028年に予定しているが、岩手沼宮内カントリークラブのHPを見る限り、現在はゴルフ場として営業中であるように見受けられる。数年後にゴルフ場から太陽光発電施設への事業転換をいう理解で良いか。	はい、その計画で検討を進めております。
3	事業計画	前田委員	2-10(12)	現在もゴルフ場として営業していますが、いつ跡地になるのでしょうか。	最短で、2027年(令和9年)の末まではゴルフ場として営業する予定です。
4	事業計画	大西委員	2-11(13)	ゴルフ場跡地の芝生の上にパネルを設置するようだが、パネルの下の地表面は芝生が維持されるのか？それとも砂利や防草シートなどを敷いたりするのか？	基本的には、そのまま芝生を残したままとします。
5				芝生を維持する場合：ゴルフ場の芝生は高度に管理されているが、パネル設置後の芝生の管理はどのようになるのか。現有の芝生は外来種の可能性が高いが、それらが拡大する可能性はないのか？ 芝生を維持しない場合：現状芝生とは言え、ある程度の保水力があるが、それが失われる事に対することについてどのように担保するのか？	芝生は、そのまま残す予定ですが、伸びすぎてパネルに影が掛からない程度に草刈りをします。 芝生の管理方法については現状と同じ手法を想定していますが、現有の芝生の状態について今後の現地調査で確認を行い、適切な管理方法を検討いたします。
6	事業計画	伊藤絹子委員	2-11(13) 2-12(14)	本事業ではゴルフ場跡地を利用する計画であり、樹林域はなるべく残す予定のようですが、池など水辺に関してはどのような計画でしょうか。活用するのでしょうか。	防災用の調整池として利用されているものに関しては、その機能を維持したまま利用いたします。それ以外の景勝用の池に関しては、そのまま残すか埋めるかは、今後検討致します。
7	評価の結果	伊藤絹子委員	4-10(176)～ 4-15(181)	本事業は規模が大きく、太陽電池パネルの反射光の影響予測を綿密に行う必要があると考えます。住居だけでなく、道路との位置関係で発生する可能性(走行中の自動車への影響)もあるかもしれません。これまで得られている知見や具体的な情報も活用し、多角的な検討をお願いしたい。	反射光については、予測対象を住居に限定せず、道路や住民の方々の生活の場も含めて、予測地点を検討いたします。
8	産業	伊藤絹子委員	3-77(97)	岩手県の産業に関する記載のページで、内水面漁業の漁獲量のデータを載せてありますが、養殖業に関するデータもあると思われますので、そのデータも掲載していただきたいと思います。	別添資料2の通り、方法書に掲載します。
9	地質	大河原委員	3-28(48)	「事業実施想定区域及びその周囲には、流紋岩質岩石が広がっている。」と記載されています。産総研地質調査総合センター地質図表示システム地質図Naviによると、当該地区には「火山性岩屑堆積物」、「紫蘇輝石角閃石安山岩軽石流堆積物」などの堆積物が分布しています。今後、現地の地質を確認する必要があると考えます。	今後、現地において地質・地盤の調査を実施する計画です。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
10	自然環境	前田委員	3-59(79)	約280haの事業実施想定区域のうち、「草地・荒地」の環境区分が占めている面積はどれくらいでしょうか。また、12万2千枚のパネルを設置するのに必要な土地のおよその面積を教えてください。	事業実施想定区域のうち、「草地・荒地」の環境区分が占めている面積は約110haであり、事業実施想定区域全体の約40%を占めています。パネル設置に必要な面積は、60～70ha程度となります。
11	水環境	伊藤歩委員	3-83(103)～ 3-85(105)	水道水源の位置を地図上に示してください。	別添資料3の通りとなります。 なお、岩手町水道事業所ウェブサイトによれば、図中の第1水源の水源は北上川の表流水、第2水源、第3水源は深井戸の地下水となっております。
12	景観	三宅委員	4-54(220)	図4.3-12では道の駅「石神の丘」の近くに可視領域が見られる。石神の丘美術館は野外展示を特色としており、散策ルートも展示空間として創出されている。石神山も含めて野外展示エリア全域から視認されないか確認する必要がある。	ご指摘の通り、美術館の野外展示エリアや散策ルート等も含めて、視認性を現地にて確認いたします。
1		建築住宅課		太陽光発電設備は、架台下に人が立ち入らず、架台下を作業や格納等に供しないものは建築物から除かれます。(建築基準法の対象外)	承知いたしました。
2		森林整備課		事業区域内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象森林が含まれていることから、対象森林の伐採等の行為を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」関係及び森林経営計画制度に基づく手続きが必要です。 (1)地域森林計画対象森林であり、森林経営計画が立てられていない森林においては、伐採を開始する90日から30日までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出しなければなりません。(森林法第10条の8) なお、森林法第10条の2に基づき、林地開発の許可を受けた場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出は不要です。 (2)森林経営計画の対象森林において森林所有者等が自ら森林の経営を行わなくなった場合は、対象森林から除外する手続きが必要です。(森林法第12条) (3)森林経営計画の対象森林において、計画に基づく伐採をする場合は、伐採後30日以内に「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出」を提出しなければなりません。(森林法第15条)	承知いたしました。
3		森林保全課		対象事業実施区域は、森林法に基づく森林区域と森林区域以外が混在している。 森林区域(民有林)において0.5haを超える開発行為を行う場合には、林地開発許可を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。 また、対象事業実施区域内には「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)が存在していることから、土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、施設の配置等を適切に決定すること。	承知いたしました。
4		生涯学習文化財課		対象事業実施区域内には、東ノ沢遺跡、大森東の沢遺跡が所在します。また、事業地が広大であり、未発見の文化財包蔵地が存在している可能性があることから、事前に岩手町教育委員会と協議をしてください。	承知いたしました。
5				国特別天然記念物である「カモシカ」が生息しており、事故等に十分注意するなど配慮が必要です。なお、死骸を発見した際は地元の教育委員会に連絡してください。	承知いたしました。事故等には十分注意いたします。また、事業実施にあたり、カモシカを確認した場合は、岩手町HPの通り適切に対応いたします。 URL: https://town.iwate.iwate.jp/town/life/kamoshika/

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
6		生涯学習文化財課		事業実施想定区域内に天然記念物「イヌワシ」の生息地は確認されていませんが、飛来が確認される場合には、速やかに地元の教育委員会に連絡し、対応を協議してください。	環境アセスメントデータベースによれば、事業区域周辺はイヌワシの生息が確認されたメッシュとなっていることから、イヌワシが確認された場合は地元の教育委員会に連絡のうえ、適切に対応いたします。
7		都市計画課		当該地は都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。 太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電設備及びその付属設備が建築基準法第2条第1号に定める建築物でない場合、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、法第29条第2項の開発行為の許可を要しません。 なお、太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属設備（建築基準法上の建築物）があるときは、開発許可を要する場合があります。 当該地に係る開発許可に関する事務及び権限は、盛岡広域振興局長にあります。開発行為についての疑義等がある場合には、盛岡広域振興局土木部又は岩手町建設課に照会願います。	承知いたしました。 本事業で行うような、土地に自立して設置する（野立の）太陽光発電設備は、基本的に建築基準法の対象外とされていると考えておりますが、今後、管轄の行政と協議、確認が必要と考えており、その指導に従って進めたいと考えております。
8			当該地は、工事着手前に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続きが必要な場合があります。 当該地に係る相談等は、申請区域を管轄する盛岡広域振興局へお願いします。	承知いたしました。	
9			当該地は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努める必要があります。 また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、盛岡広域振興局長にあります。届出対象行為に該当する場合は、盛岡広域振興局に届出が必要です。	承知いたしました。	
10		環境保全課		事業実施想定区域における騒音及び振動に係る基準について、以下のとおり誤りがあることから、岩手県の法令の状況（地域類型の当てはめ・地域の指定等）を確認の上、修正いただきたい。 ・騒音に係る環境基準について、地域類型の当てはめ地域には該当しないことから、基準は適用されない。 ・規制基準について、騒音規制法、振動規制法及び県条例 [※] の指定地域には該当しないことから、基準は適用されない。 ・自動車騒音の要請限度について、 ^c 区域に工業専用地域は含まれない。 ※県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	大変失礼いたしました。岩手県の法令の状況等を確認の上、方法書では適切に修正いたします。
11		農業振興課		各手続きに関する問い合わせ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問合せ先に必ず事前に相談していただくようお願いします。 1 農用地区域内の農地等で事業を行う場合 農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） ※なお、農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては代替地がないか十分検討いただくようお願いいたします。 2 農用地区域内において開発行為を行う場合 農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 3 農地を転用する場合 農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） ※農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので注意してください。	承知いたしました。当事業用地内には、農地法、農振法に係る農地は含まれておりません。
12		自然保護課		植物の生育の状況で参照されている「岩手レッドデータブック岩手の希少な野生生物（2014年版）」について、2025年版を2025年3月に刊行しておりますので、方法書以降ではそちらをご活用願います。（掲載種は配慮書で参照いただいている「岩手県における絶滅のおそれのある野生動植物のリスト（2024年版）」のもので。）	ご指摘の通り、方法書以降では最新のいわてレッドデータブック（2025年度版）を使用いたします。



c) 漁業

2023 年における内水面漁業の魚種別生産量は表 1 に示すとおりである。岩手県全体の内水面漁獲量のうち、さけ類の漁獲量がほとんどの割合を占めている。

また、2023 年における内水面の養殖業収獲量は表 2 に示すとおりである。岩手県全体の内水面の養殖業収獲量のうち、ます類の収獲量がほとんどの割合を占めており、その中でもにじますの収獲量が最も多くなっている。

表 1 岩手県の内水面漁業漁獲量（2023 年）

魚種	漁獲量（トン）	割合（％）
さけ類	43	95.6
さくらます	1	2.2
あゆ	0	0.0
合計	45	100

注 1) 「0」は単位に満たないものを示す。

注 2) 本表に記載のないものについては、漁獲量のデータが公表されていない。

注 3) 参照した資料中に、漁獲量の少ない魚種の値が掲載されていないため、合計が一致しないことがある。

注 4) 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

出典：「海面漁業生産統計調査（令和 5 年）」（政府統計の総合窓口 e-Stat ウェブサイト、2025 年 7 月閲覧）を基に作成

表 2 岩手県の内水面の養殖業収獲量（2023 年）

魚種	収獲量（トン）	割合（％）	
ます類	にじます	207	79.0
	その他	49	18.7
あゆ	x	x	
こい	x	x	
うなぎ	—	—	
合計	262	100	

注 1) 「—」は事実のないものを示す。

注 2) 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

注 3) 参照した資料中に、収獲量の少ない魚種の値が掲載されていないため、合計が一致しないことがある。

注 4) 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

出典：「海面漁業生産統計調査（令和 5 年）」（政府統計の総合窓口 e-Stat ウェブサイト、2025 年 7 月閲覧）を基に作成

